

藤崎町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

令和8年4月23日

告示第64号

(目的)

第1条 この告示は、町内に存する木造住宅の所有者等が当該住宅の耐震診断を実施するにあたり、町が当該年度の予算の範囲内において耐震診断を行うことができる建築士等を派遣し、診断を行うことにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修等の促進を図り、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること(2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによるものに限る。)をいう。
- (2) 耐震診断員 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、町内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築(着工)され、かつ、同年6月以降に増改築されていない住宅であること。
 - (2) 一戸建て専用住宅、兼用住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ住宅以外の用に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。)で地上階数が2以下のものであること。
 - (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
 - (4) 対象住宅を所有する者(法人を除く。)又は当該者の親族が耐震診断を行うものであること。
 - (5) 原則として、延べ面積が200平方メートル以下であること。ただし、延べ面積が200平方メートルを超える場合であっても、400平方メートルを上限とし派遣対象者負担の増額により対応することができる。
 - (6) 過去に、この告示に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。
 - (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反していない住宅であること。
- 2 対象住宅を所有する者等は、次の各号の要件に該当する者でなければならない。
- (1) 町税に滞納がない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

(申込手続)

第4条 この告示に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者又はその親族(当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。)は、構造的に独立した棟毎に、藤崎町木造住宅耐震診断員派遣申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申し込むものとする。

(1) 建築着工年月日又は建築竣工年月日が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 建築基準法の規定に基づく建築確認通知書又は検査済証の写し

イ 登記簿謄本の写し又は登記事項証明書

ウ その他平成12年5月31日以前に建築されたことが確認できるもの

(2) 申込者の本人確認ができる書類の写し(原本照合)

(3) 案内図、配置図、各階平面図(建築確認申請図面等があればその写し)

(4) 2面以上の外観写真

(5) 建築物の所有権者が確認できる書類(登記簿謄本又は登記済証、登記事項証明書)

(6) 申込者が所有権者でない場合は所有権者との関係が分かる書類(戸籍謄本)

(7) 町税に係る納税証明書

(8) その他町長が必要と認める書類

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の申し込み内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、その旨を藤崎町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号)により当該申込者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項の藤崎町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号)の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 町長は、審査の結果、対象住宅に該当しないと認めたときは、その旨を藤崎町木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書(様式第3号)により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、藤崎町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号)を受けた後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに藤崎町木造住宅耐震診断員派遣辞退届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付し

て、藤崎町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書(様式第5号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第8条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

2 派遣対象者は、第5条第1項の規定による藤崎町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号)を受理した後、前項に規定する派遣対象者負担額を耐震診断実施前までに町長へ支払うものとする。

(業務の委託)

第9条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

2 この告示に基づき当該事業に関する業務を委託できる事業者は、耐震診断員を有する建築士法第23条の規定に基づく登録をした建築士事務所又は建築関係公益法人である建築士法第27条の2の規定に基づく指定法人とする。

(診断結果の通知)

第10条 耐震診断の結果については、藤崎町木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書(様式第6号)により、当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第11条 町長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

(耐震診断員等の責務)

第12条 耐震診断員及び当該業務の関係者(以下「耐震診断員等」という。)は、当該耐震診断に関し、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第13条 この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月23日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	延べ面積 (1棟あたり)	派遣費用総額	公的負担限度 額	派遣対象者負担 額
耐震診断	200m ² 以下	186,000円	172,000円	14,000円
	200m ² を超え250m ² 以下	212,000円	172,000円	40,000円
	250m ² を超え300m ² 以下	239,000円	172,000円	67,000円

	300m ² を超え350m ² 以下	265,000円	172,000円	93,000円
	350m ² を超え400m ² 以下	293,000円	172,000円	121,000円

備考 上記金額は、すべて消費税及び地方消費税相当額を含む。